

# 産地生産力強化総合対策事業（産地育成整備事業）実施要領

令和3年4月1日付け3生流第8号通知

令和4年4月1日付け3生流第4821号通知

令和5年4月3日付け4生流第4505号通知

令和6年4月1日付け5生流第4643号通知

令和8年4月1日付け7生流第4997号通知

「産地生産力強化総合対策事業（産地育成整備事業）」については、福島県農産振興事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）及び福島県農産振興事業事務取扱要領（以下、「事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正な実施を図るものとする。

## 第1 目的

「福島県農林水産業振興計画」の実現に向け、園芸品目の戦略的な生産拡大や「福島県の水田農業の振興方針」に沿った生産組織の育成等による土地利用型作物（大豆、麦類、そば、なたね等、飼料作物又は主要農作物種子（水稻、麦類、大豆）をいう。以下同じ。）の生産効率化と産地づくりを進める。

## 第2 実施方針

- 1 園芸作物の振興にあつては、「福島県園芸振興プロジェクト（第2期）」及び「福島県果樹農業振興計画」、指定野菜の「生産出荷近代化計画」、「福島県花き振興計画」等、県及び産地の振興計画に基づく目標の達成に努めるものとする。
- 2 土地利用型作物の振興にあつては、県及び地域の「水田収益力強化ビジョン」に基づく振興目標の達成に努めるものとする。
- 3 飼料作物の振興にあつては、「福島県酪農・肉用牛生産近代化計画」等に基づく振興目標の達成に努めるものとする。
- 4 主要農作物種子の振興にあつては、「福島県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例」第9条に定める「種苗生産計画」の達成に努めるものとする。

## 第3 事業の内容等

本事業の内容、対象作物、事業実施主体、補助率、補助対象及び採択要件は、別表1のとおりとする。

なお、補助対象、事業実施主体については、別表2に留意するものとする。

## 第4 補助

- 1 県は、予算の範囲内において、交付要綱の定めるところにより市町村長に対し補助するものとする。ただし、交付額は千円単位とし、千円未満の額は切り捨てることとする。
- 2 県は、事業実施主体が、全国農業協同組合連合会福島県本部、福島県農業協同組合中央会等の全県域を範囲とする広域的な農業団体（以下、「県域農業団体」という。）である場合又は市町村域を超える広域的な団体（以下、「広域団体」という。）であ

る場合等であって、市町村が補助を行うことができない場合に限り、直接補助を行うことができる。

## 第5 事業実施の手続き

### 1 事業実施計画申請

#### (1) 間接補助の場合（市町村長が補助を行う場合）

ア 事業実施主体は、事業実施計画書（様式第1号）を作成し、市町村長に提出するものとする。

イ 市町村長は、事業実施計画書を審査の上、適正と認められる場合は、事業実施計画承認申請書（様式第2号）（以下、「承認申請書」という。）に事業実施計画書を添付の上、当該市町村を管轄する農林事務所長（以下、「所長」という。）に提出するものとする。

#### (2) 直接補助の場合（市町村が補助を行わない場合）

事業実施主体は、事業実施計画書及び承認申請書を作成し、県域農業団体等にあつては農林水産部長（以下、「部長」という。）に、広域団体にあつては所長に提出するものとする。

なお、承認申請書を提出する際には、関係市町村長が直接補助を承認した旨を確認できる書類を添付するものとする。

### 2 計画承認

所長（県域農業団体等にあつては部長）は、事業実施計画書の内容を審査し、適当と認められる場合には、様式第3号により事業実施計画の承認を行うものとする。

## 第6 事業計画の変更

### 1 重要な変更

交付要綱別表1に定める重要な変更にあたる場合は、第5の1及び2に準じて変更手続きを行うものとする。

### 2 軽微な変更

交付要綱第5条に定める軽微な変更該当する場合、市町村長（直接補助にあつては事業実施主体）は、事業実施計画変更届（様式第4号）を作成し、所長（県域農業団体等にあつては部長）に、速やかに提出するものとする。

## 第7 上限額

- 1 園芸用ハウスを設置する場合の補助対象事業費の上限額は、別表3に定めるとおりとする。
- 2 新規園芸品目導入支援事業における野菜及び花きの初期生産資材を定額とする永年性作物は別表4に定めるとおりとする。
- 3 新規園芸品目導入支援事業における初期生産資材の補助対象事業費の上限額は、別表5に定めるとおりとする。
- 4 園芸作物支援対策における農業機械及び高品質安定生産装置、水源確保（井戸掘削）の補助対象事業費の上限額は、別表6に定めるとおりとする。

## 第8 事業の実施期間

本事業の実施期間は単年度とする。

## 第9 事業の推進指導

本事業を円滑かつ適正に実施するため、福島県農林事務所、市町村、農業団体は密接な連携を図り、推進指導を行うものとする。

## 第10 事業の執行状況報告

所長又は県域農業団体等は、6月末、9月末、11月末及び事業が完了した時点の執行状況を翌月10日までに、執行状況報告書（様式第5号）により部長に報告するものとする。

なお、部長は、必要に応じて、執行状況の報告を随時求めることができるものとする。

## 第11 成果確認検査について

事業の確認検査に当たっては、農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領に準じて確認検査を行うものとする。

## 第12 事業の実施状況報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から3年間、事業実施状況報告書（様式第6号）を作成し、翌年度の4月末日までに市町村長（県域農業団体等による直接補助にあつては部長、広域団体による直接補助にあつては所長）に報告するものとする。
- 2 市町村長は、事業実施主体から提出された事業実施状況報告書を審査し、取りまとめの上、翌年度の5月末日までに所長に提出するものとする。

## 第13 評価について

- 1 所長は、事業の目標に対する達成度について毎年度評価を行い、事業実施状況一覧（様式第7号）により6月末日までに部長に報告するものとする。
- 2 所長又は部長は、事業実施3年後において、達成度が70%に満たない事業実施主体に対して改善計画書（様式第8号）を7月末日までに提出するよう指導するものとする。
- 3 県及び市町村は、振興目標の達成に向けて技術的、経営的指導を行う。

## 第14 その他

- 1 交付要綱の第1号様式中「2事業の内容（実績）」の別に定める様式については、様式第9号のとおりとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 「実り豊かなふくしまの産地整備事業実施要領」は、令和3年3月31日付けで廃止する。
- 3 この要領の施行前に採択した事業の執行状況報告、実施状況報告及び評価については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則  
この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附 則  
この要領は、令和５年４月３日から施行する。

附 則  
この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附 則  
この要領は、令和８年４月１日から施行する。